

訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案 【通称：訪問介護緊急支援法案】

背景

- 令和6年度介護報酬改定では、介護報酬全体の改定率は1.59%引き上げられた一方、**訪問介護の基本報酬部分については約2.4%引き下げられた**
- **令和6年の訪問介護事業者の倒産は81件に上り、令和5年の年間67件を上回って過去最多となっており、その要因の1つに訪問介護の基本報酬部分の引下げの影響があるとの指摘がされている**

趣旨

令和6年度介護報酬改定が訪問介護事業者の事業及び介護従事者の処遇に深刻な影響を及ぼしていることにより、**訪問介護の提供に支障が生じ、ひいては訪問介護を受けようとする者及びその家族の職業生活と家庭生活との両立が困難となっている現状**に鑑み、**訪問介護事業者に対する緊急の支援**を行うもの

概要

1. 訪問介護事業支援金の支給

- 政府は、訪問介護の介護報酬の期中改定が行われるまでの間、訪問介護事業者が訪問介護を需要に応じて安定的に提供できる体制を確保する観点から**訪問介護事業者に支給される補助金（訪問介護事業支援金）を支給するもの**とすること
 - ※ 訪問介護事業支援金は、令和5年度における訪問介護の基本報酬部分に係る保険給付費をベースに、訪問介護の基本報酬部分の引下げ率約2.4%に相当する金額に加え、介護報酬全体の改定率1.59%に相当する金額を上乗せした額を想定（約357億円）
- 訪問介護事業支援金の差押えの禁止等について定めること

2. 訪問介護の介護報酬の期中改定等

- 政府は、令和6年度介護報酬改定による訪問介護の基本報酬部分の引下げが、**訪問介護事業者の事業や介護従事者の処遇に及ぼす影響及び訪問介護事業支援金の支給の効果の検証**を踏まえ、**令和6年度介護報酬改定の施行の日から起算して3年を経過する日までのできる限り早い時期に、訪問介護の介護報酬の期中改定その他の措置を講ずるもの**とすること
- 政府は、訪問介護の介護報酬の期中改定において、基本報酬部分を定めるに当たっては、**①訪問介護事業者の事業規模ごとの収支の状況及び②地域の実情**を踏まえ、訪問介護事業者が訪問介護を需要に応じて安定的に提供できるよう配慮しなければならないこと

施行日：公布の日